

## 第4章

### 快適で安心・安全なまち

## 第1節 市街地の整備

### 現況と課題

本市の市街化区域面積は721haで、その大部分は住宅系の土地利用が中心となっています。

今後も引き続き快適な市街地を整備していくためには、ライフステージに応じた住まいづくり、北本らしさを活かした愛着ある住まいづくり、だれもが安心して住み続けられる住まいづくりが求められています。このため、用途地域指定に基づいた土地利用を推進するとともに、土地区画整理事業等における民間活力等の導入や地区計画制度等の活用を検討していくことが望まれます。

また、市の南部地域においては、圏央道が事業化されており、隣接する圏央道桶川インターチェンジ（仮称）の事業効果を活かした周辺地域の整備と、JR高崎線の交差する箇所には新駅構想があることから、新駅設置と併せた周辺地域の整備を促進する必要があります。

### 基本方針

快適で住みやすい住環境を整備するため、用途地域の見直し、土地区画整理事業、地区計画制度等を推進します。

旧暫定逆線引き地区の解消に伴い市街化区域に編入した地区については、緑豊かな北本らしさの創出に寄与するとともに、計画的で安心・安全なまちづくりを進めるため、地区計画の策定により、地区施設の配置、建築物の規制、誘導を推進し、災害に強く、各地区の特性に応じ、良好な環境を有する市街地の形成を図ります。

更に、圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域については、新駅を含む整備計画を策定するとともに、豊かな田園環境と調和した圏央道桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域の整備について事業化に向けた取組みを行います。

### 主要施策

#### 1 計画的な土地利用

用途地域に基づいた指導を行い、区域の実情に合わせた用途地域の見直しを検討します。

## 2 市街化区域編入地区の整備

新たに市街化区域に編入した、下原、台原、中丸南地区について、地区計画の活用により良好な住宅地を整備します。

## 3 土地区画整理事業等の推進

---

### (1) 久保地区

住宅市街地を目指し、久保特定土地区画整理事業を推進します。

### (2) 民間活力の導入

土地区画整理事業を行う地区は、民間活力等を取り入れた事業手法の検討を行います。

### (3) 住宅環境・土地利用誘導地

基盤整備の遅れている地域の適正な整備手法を検討し、地区の特性に合わせた土地利用を推進します。

## 4 首都圏中央連絡自動車道整備に伴う周辺地域の整備計画等の検討

---

圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域について、新駅を含む整備計画を策定します。また、豊かな田園環境と調和した圏央道桶川インターチェンジ（仮称）の周辺地域の整備についても取り組みます。

## 5 地名地番整備

---

未整備地区の地名地番整備事業の実施と土地区画整理事業の整備と整合を図りながら、地名地番整備を推進します。

## 第2節 道路・交通体系の整備

### 現況と課題

本市の認定道路は、平成23年4月1日現在、2,186路線、総延長333.3kmで、改良率は62.7%、舗装率は74.6%となっています。市道の整備は、住環境の改善、地域のまちづくりを図ることから市民生活に欠かすことのできないものであり、今後も計画的な市道の整備が求められています。

圏央道桶川北本インターチェンジが平成22年3月に開設され、今後は圏央道桶川インターチェンジ（仮称）や上尾道路が整備されることから、これら広域高速幹線道路へのアクセス向上を図るとともに、効果的、効率的な道路ネットワークを構築することにより、道路交通の円滑化はもとより、沿線都市間との連絡を強化し、地域づくりの支援や災害時の輸送路等の役割を担えるような道路整備が必要です。

本市の公共交通網は、市域の中央部を南北に通るJR高崎線と、中山道を南北に通る北本駅東口～鴻巣駅・免許センター・～桶川駅東口線、北本駅西口～北本団地線、北本駅東口～北本高校・富士重工業・工業団地（循環）、北本駅西口～北里研究所メディカルセンター病院・石戸蒲ザクラ線、北本駅東口～グリコ北本工場、三国コカ・コーラ、マリオン北本（循環）の5本のバス路線及び鴻巣市コミュニティバス、桶川市内循環バス、吉見町巡回バス、デマンドバスにより構成されています。

鉄道輸送については、JR北本駅の一日平均の乗車人員が20,000人前後で推移しており、交通便利性の向上の観点から輸送力の増強、新駅設置等が求められています。

バス輸送については、バスを利用できない地域や高齢者等の交通弱者対策としての公共交通の確保とともに、交通渋滞の解消、環境問題への対応及び自動車事故防止の観点からも市民のバス利用の促進を図ることが必要となっています。また、バス事業の規制緩和により、需給調整規制が廃止され、事業への参入が緩和されましたが、一方では不採算路線からの撤退も容易になったため、どのように市民の交通の便を確保していくかが大きな課題となっています。

### 基本方針

効果的で効率的な道路ネットワークを構築するため、骨格となる国、県道の整備を要請し、都市計画道路の整備を進めるとともに、圏央道や上尾道路へのアクセス向上を図ります。また、安全で利用しやすい道路の整備を行います。

公共交通では、JR高崎線の輸送力の増強等を要請するとともに、新駅設置を促進します。

バス輸送については、移動弱者・交通空白地対策等を通じ、更なる交通便利性の向上を図ります。

# 主要施策

## 1 道路体系の整備

---

### (1) 幹線道路網の構築

幹線道路や土地区画整理事業の整備と併せて接続道路を整備し、道路網の体系化を図ります。

### (2) 道路情報管理システムの充実

道路台帳整備を推進します。また道路に関する行政情報を適正に管理し、有効利用するため、道路情報管理システムの充実に努めます。

## 2 生活道路の整備

---

### (1) 道路整備計画の策定

計画的な市道の整備を推進するため道路整備計画を策定します。

### (2) 市道整備の推進

快適な生活環境を創出するため、市道の改良、舗装、側溝等の整備を計画的に推進します。また、老朽化した市道の補修に努めます。

### (3) 交通安全施設等の整備

「第4節 防犯と交通安全の推進」に掲載

## 3 幹線道路の整備

---

### (1) 国・県道の整備促進の要請

圏央道の早期整備及び、上尾道路の整備促進を国、県に要請します。また、中山道等の整備促進と南大通線の国道17号から県道蓮田・鴻巣線までの延伸を県に要請します。

### (2) 都市計画道路の整備

中央通線及び西中央通線の早期完成に努めます。

### (3) 電線類地中化事業の推進

中央通線、西中央通線の電線類の地中化を推進します。

## 4 公共交通の充実

---

### (1) 鉄道輸送力増強の要請

市民の交通利便性の向上と快適な通勤・通学環境の創出のために、東日本旅客鉄道株式会社に対し輸送力増強を要請します。

### (2) JR高崎線新駅の設置促進の要請

新駅設置に向けて、高崎線桶川・北本間新駅設置促進期成会と連携し、早期実現が図れるように東日本旅客鉄道株式会社に要請します。

### (3) バス輸送の充実

近隣市町や関係機関等と連携し、路線の充実に努めるとともに、移動弱者・交通空白地対策の充実に努めます。

## 第3節 上・下水道、河川の整備

### 現況と課題

上水道については、平成23年3月末の普及率は99.5%、1日平均使用水量は20,0794 m<sup>3</sup>となっています。今後の課題としては、水需要に対し供給量の79.9%（平成22年度）を依存する県水の受水率を保持するとともに、災害時に対応するため自己水源である深井戸の保全に努めていくこと、更に水質については、安心・安全な水を供給するため新水質基準に対応した水質管理体制を強化する必要があります。

下水道については、平成23年3月末の整備済面積は583haで、市街化区域全体に対する整備率は80.9%です。また、人口普及率は74.5%となっています。今後も引き続き、久保特定土地区画整理事業地内の整備とともに、平成22年度に新たな下水道の事業認可区域の拡大により整備区域となった下原、考戸、台原地区及び中丸南地区の整備を進めていく必要があります。雨水排水対策については、集中豪雨時の浸水区域の解消を図るよう、雨水幹線の整備を推進するとともに、宅地内での雨水浸透方式の普及を図る必要があります。

河川については、一級河川として荒川、赤堀川、江川、準用河川として旧谷田川があります。この内、赤堀川については、近年の集中豪雨による浸水被害が頻繁に発生していたことから、流域関連市との連携により県に対する整備要請後、被害が緩和されています。

### 基本方針

上水道については、安心・安全な水道水を将来にわたって安定して供給しつづけるため、平成19年度に策定した「水道事業基本計画（地域水道ビジョン）」に基づき、県水の適正な受水量の確保とともに自己水源を保全・整備し、効率のよい供給に努めます。水質に関しては水質管理体制を強化し、また、安定した施設を堅持するための安全管理や施設更新を行います。

公共下水道（污水）については、今後も事業区域内の整備を推進するとともに、水洗化を促進し普及率の向上に努め、管理運営体制の充実を図ります。公共下水道（雨水）については市街化区域内における浸水区域の解消を図るとともに、宅地内の雨水浸透処理の普及を図ります。また、河川の整備・改修については荒川、赤堀川、江川の各河川管理者に要請します。

# 主要施策

## 1 安全な水道水の供給と安定給水の堅持

---

### (1) 健全な水資源の確保

安定した給水を確保するため、埼玉県営水道の計画受水量の確保を行い、自己水源である地下水については、地盤沈下の防止及び災害時の水源確保の観点から今後も大切に保全します。

### (2) 水質管理の徹底

残留塩素濃度管理や貯水槽水道の管理指導の徹底等、安心・安全な水を供給するため、水質管理体制を充実させます。

### (3) 安定給水の堅持

水圧不足地域の解消や石綿セメント管等老朽管の更新等を行い、安定した供給体制を整備します。

## 2 非常時に万全な水道

---

### (1) 予備水源の確保

渇水等の非常時に備えるため、継続して予備水源を確保します。

### (2) 施設の耐震化

重要水道施設の耐震補強及び管路の耐震化を推進し、地震時に強い水道施設の構築を実施します。

### (3) 指定給水所の整備

運搬距離や需要密度に見合った指定給水所の整備や、耐震性貯水槽の整備について、関係市と協議していきます。

## 3 次世代に継承できる水道システム

---

### (1) 技術の保全と継承

技術面の共有や、保全、継承が可能な水道システムの構築を目指します。

### (2) 環境への配慮

効率的な水運用等による省エネルギー化、備品や光熱等の節約により、更なるエネルギー使用の節約に努めていきます。

## 4 将来を見通した効率的な事業運営

---

### (1) 効率的な事業運営

今後の水需要実態に即して、効率的な水運用システムの構築を目指します。

### (2) 給水サービスの向上

より質の高いサービスの導入を検討します。

## 5 公共下水道（污水）整備

---

### (1) 公共下水道整備の推進

久保特定土地区画整理事業地区及び下原、考戸、台原、中丸南地区の整備を推進します。また、市街化調整区域内の人口集中地区への整備について、調査・研究を進めます。

### (2) 水洗化の促進

快適な都市生活環境を確保するため、処理区域内の水洗化を促進します。

### (3) 維持管理及び運営体制の充実

下水道施設の適正な管理運営に努めるとともに、既設管等の調査を実施し、管渠更生工事等による不明水対策を推進します。

### (4) 老朽施設の更新

老朽化した施設を更新し安全性の向上や耐震化を図ります。

## 6 公共下水道（雨水）整備

---

### (1) 市街化区域雨水排水対策の推進

集中豪雨時の浸水区域の解消を図るとともに、雨水幹線の整備を推進します。

### (2) 宅地内での雨水浸透方式の普及

集中豪雨時の浸水や河川の氾濫を防ぐため、雨水の宅地内浸透処理を促進します。

### (3) 老朽施設の更新

老朽化した施設を更新し安全性の向上や耐震化を図ります。

## 7 一級河川の整備・改修の要請

---

一級河川の整備・改修について、河川管理者に要請します。





## 第4節 防犯・交通安全の推進

### 現況と課題

地域社会が持っていた自主防犯機能が低下し、身近な場所での日常生活に不安や脅威を与える犯罪が後を絶ちません。このため、「地域の安全は地域住民みんなの手で守る」という地域安全活動の趣旨を踏まえた、地域ぐるみによる自主防犯活動が各地で進められています。また、犯罪被害者の総合的支援を行うために関係機関、団体の連携を強化する必要があります。

交通安全については、地域や小・中学校等と連携し、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備してきましたが、自転車も利用が可能な幅員の広い歩道の整備や、自転車レーンの設置等が求められています。また、市街地内では新たな歩道の整備は難しいことから、区画線や路面表示により歩行スペースの確保が必要となります。更に、道路反射鏡や防犯灯についても、市民の安全をより確保するという面から計画的な整備が求められています。

### 基本方針

安全な市民生活を目指し、防犯指導や啓発活動により市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域防犯推進委員、自主防犯組織の支援、市内の各交番における体制強化の要請、防犯灯等の防犯施設の充実に努めます。

また、犯罪被害者支援組織の普及・啓発を行うとともに、犯罪被害者支援についての啓発活動を行います。

交通安全については、地域や小・中学校等と連携し、通学路や交差点を中心に点検し防犯灯も含めた計画的な交通安全施設の整備と維持補修に努め、交通安全の向上を図ります。

### 主要施策

#### 1 防犯体制の充実

##### (1) 防犯意識の高揚

警察署及び防犯協会と連携して、防犯指導や啓発活動を進め、市民の防犯意識の高揚を図ります。

##### (2) 地域防犯組織の支援

地域防犯推進委員、自主防犯パトロール隊等の地域防犯組織を支援します。

## 2 防犯施設の充実

---

### (1) 防犯灯の設置

夜間の安全確保のため防犯灯（LED灯）を計画的に設置し、市民生活の安全確保を図ります。また、交差点を中心に照度の高い防犯灯の設置を推進します。

### (2) 交番の体制充実の要請

交番の機能を充実させるための警察官の人的な体制づくりを要請します。

## 3 犯罪被害者への支援

---

### (1) 犯罪被害者支援組織の支援

犯罪被害者支援組織の活性化のため、広報啓発を実施するとともに、活動を支援します。

### (2) 犯罪被害者支援意識の啓発

市民への犯罪被害者支援意識の普及・啓発を図ります。

## 4 交通安全の充実

---

### (1) 交通安全意識の高揚

子どもから高齢者まで、幅広い市民の参加による実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

### (2) 交通安全指導の充実

交通安全指導者の充実を図るとともに、市民と一体となった交通安全運動を実施し、自転車利用者等のマナー向上を図ります。

## 5 交通環境の整備

---

### (1) 放置自転車の解消

歩行者や障がい者の通行の妨げとなる放置自転車を解消するため、自転車利用者のマナーの向上を目指します。

### (2) 交通安全施設の整備

市民の交通安全を確保するため、地域や小・中学校と連携し、自転車レーン、歩道、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設を整備します。

## 6 交通事故被害者の救済

---

### (1) 交通災害共済の充実

交通事故被害者の救済のため、市民への啓発活動を積極的に行い、加入促進を図ります。

### (2) 交通遺児対策の強化

交通遺児救済のため、遺児対策の強化を関係機関に要請します。また、交通遺児手当額の拡大や事故等にあった子どもの心の健康に対するケア体制を整備します。

## 第5節 防災・消防の充実

### 現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、甚大な被害が発生した東北地方比べ、本市は小規模ながら、住宅の屋根瓦等が破損する被害がありました。また大規模な停電や帰宅困難者受け入れ等の対応にあたりました。

この震災を受け、首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震等今後発生が想定される大地震の切迫性がこれまで以上に注目されていることから、地域防災計画を見直し、特に情報の収集・伝達体制、被災者の収容、物資等の調達、消防団・自主防災組織の充実強化、災害時要援護者の対策、自家発電設備や蓄電池をはじめとした災害対策設備等のより一層の充実を図っていく必要があります。

更には、武力攻撃事態や緊急処理事態等に対応するため、国民保護計画<sup>\*1</sup>の見直しや避難実施要領の作成を行い、関係機関と連携し取り組んでいくことが重要となっています。

消防救急体制については、今後更に、常備消防及び非常備消防の適正な人員配置、施設、設備等の強化に向けより一層の充実に努める必要があります。また、建物火災のうち住宅火災での死者を減らすことを目的とし、消防法で設置の義務化がされた住宅用火災警報器の100%設置を目指し、設置の推進に取り組んでいます。

住宅の耐震診断、改修については、近年では申し込み件数が横ばいの状況ですが、地震による被害として最も大きいのが住宅内での被害であることから、北本市建築物耐震改修等促進計画や北本市地震ハザードマップ<sup>\*2</sup>等を活用し、耐震診断、改修を促進するとともに、家具転倒防止金具の設置や震災対策についての普及促進を着実に進めていく必要があります。

### 基本方針

地域防災計画及び国民保護計画を見直し、危機管理・防災体制のより一層の強化を図ります。消防体制については、複雑多岐にわたる災害や救急救助に対応可能な資器材の整備等を充実します。各自治会に自主防災組織の設立を促進するとともに災害に対応する資器材の充実に努めます。住宅の耐震診断、耐震改修については、制度を周知し、住宅の安全性の向上に努めます。

\*1 国民保護計画

日本が武力による攻撃を受けた場合や大規模テロ等があった場合に備え、国民保護法に基づき、国、都道府県、市町村が住民を守るためにあらかじめ定める計画。

\*2 ハザードマップ

過去の災害履歴や地形特性等に基づき、自然災害による被害や危険箇所等の情報を地図上に示したもの。

# 主要施策

## 1 危機管理の強化

---

### (1) 庁内体制の整備

災害時に即応できる体制のより一層の強化を図ります。

### (2) 危機管理意識の高揚

いつ発生するか分からない災害に迅速に対応できるよう、訓練・研修を通じた危機管理意識の高揚を図ります。

### (3) 危機対策の強化

危機管理指針の見直し、事業継続計画（BCP）の作成等、一層の災害対策強化を図るとともに、市民が災害時に適切に対処できるような方策を検討します。

## 2 防災（減災）基盤の整備

---

### (1) 都市施設の整備

災害等に強い都市の構築を目指し、道路や公園等の都市基盤整備に努めます。

### (2) 建築物の耐震・不燃化促進

公共施設の耐震化や不燃化を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。

### (3) 防災施設の整備

災害時の避難場所として広域避難所を充実するとともに、備蓄倉庫の設置と備蓄品の増量及び防災行政無線の更新と機能の充実を図ります。

### (4) 地震・浸水対策の充実

大地震や集中豪雨時に対応できるハザードマップの見直しを行い、災害に備えます。

## 3 防災（減災）体制の強化

---

### (1) ライフラインの確保

ライフラインの確保のため関係機関との連携を強化し、災害時の情報伝達、初動体制を充実します。

### (2) 医療体制の充実

災害時に対応できる医療品等の備蓄を促進し、医療機関等の関係機関との連絡体制を強化します。

### (3) 相互応援協定体制の強化

災害に備え、他の市町村との相互応援協定体制を充実します。

### (4) 民間企業・事業所・団体との協定締結の推進

災害に備え、市内外の民間企業、事業所及び団体と被災者支援・災害復旧に向けた協定の締結を推進します。

## 4 防災（減災）活動の充実

---

### （１）自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の結成を促進し、育成を図ります。

### （２）防災知識の普及

災害に強いまちづくりのため市民一人ひとりに対して防災意識の高揚を図ります。

### （３）防災訓練の実施

災害発生時の活動を習得するため、東日本大震災の経験を踏まえた防災訓練を実施します。

### （４）ボランティア等の関係機関との連携

災害に備え、消防署、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携体制を確立します。

### （５）災害時要援護者名簿の作成と避難支援

高齢者や障がい者、妊産婦や幼児等、災害発生時の情報伝達や避難行動等に支援を要する方のために災害時要援護者名簿を作成するとともに、避難支援に向けた取り組みや具体的な避難支援計画の作成に向け取り組みます。

## 5 消防力・救急業務の強化

---

### （１）常備消防体制の充実

複雑多様化する災害に対応できる常備消防体制の充実を促進します。

### （２）非常備消防体制の強化

市内6消防分団の施設・設備の充実を進めます。

### （３）消防水利の整備

消防水利基準による防火水槽や消火栓を設置します。

### （４）救急体制の強化

救急体制の強化を図るため、救急救命士の育成や救急資器材の充実を促進します。また、AED（自動体外式除細動器）の民間施設や企業への導入促進、応急手当の普及、啓発を行います。

## 6 国民の保護のための措置の実施体制の整備

---

### （１）国民保護実施体制の充実

国民保護計画の見直しや避難実施要領を作成し、国民保護実施体制の充実を図ります。

### （２）国民保護訓練の実施

住民避難や大規模テロを想定した訓練の実施に努めます。

## 第4章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
土地区画整理事業等の推進（久保地区）	24.0%	42.0%	1
生活道路改良率	62.6%	63.0%	2
下水道整備比率（市街化区域内）	80.9%	83.3%	3
下水道人口普及率（市街化区域内）	74.5%	75.5%	3
自主防犯団体数	97 団体	112 団体	4
防犯灯の設置	4,916 基	5,300 基	4
道路反射鏡の設置	1,301 基	1,420 基	4
自主防災組織数	46 団体	60 団体	5
住宅の耐震診断数	134 件	184 件	5

